

兵庫県環境審議会水環境部会

会議録

日時 平成18年8月28日(月) 13:30～16:00

場所 兵庫県職員会館 1階ホール

議題 (1) 千苧水源池における全磷に係る環境基準の暫定目標の取り扱いについて
(2) 化学的酸素要求量、窒素及びりんに係る第6次総量削減計画及び総量規制基準の改正について

出席者 部会長 村岡 浩爾 会長 天野 明弘
委員 綾木 仁 委員 小田 毅
委員 畠山 恵子 委員 芝田 克明(代理 中島清一)
委員 足立 敏之(代理 中村 超)
特別委員 川井 浩史 特別委員 福永 勲

欠席者 委員 3名 (足立 昌子、西田 正則、戸田 氏懿)
特別委員 1名 (天野 耕二)

説明のため出席した者

環境管理局長 嵐 一夫

水質課長 富岡 寛美

その他関係職員

傍聴者 1名

他部会委員傍聴者 なし

会議の概要

○局長挨拶

○配付資料の確認

○傍聴者有無の確認

○他部会委員傍聴者有無の確認

(環境審議会への諮問について)

村岡部会長：本日の議題は、「千苧水源池における全りに係る環境基準の暫定目標の取り扱いについて」、「化学的酸素要求量、窒素及びりんに係る第6次総量削減計画及び総量規制基準の改正について」でございます。まず、「千苧水源池における全りに係る環境基準の暫定目標の取り扱いについて」審議を仰ぎたいと思いますので事務局より説明をお願いします。

(議題(1) 平成18年度水質測定計画の策定について)

《事務局より資料1をもとに説明》

村岡部会長：千苧貯水池というのは、公共用水域の湖沼部門で、兵庫県で唯一の対象湖沼です。全国どこも似たようなことですが、富栄養化現象が激しくなって、りん・窒素についても規制をかけるということになって、千苧については前回、りんを適用して現在に至っています。5年毎に見直すということから、次の目標に向けて検討しようということで進んでいます。これまでの水質の状況、施策等の内容、効果について事務局から説明いただきましたが、質疑等ございますか。

川井委員：資料1の11ページで、アナベナとアナベラが混同されていますが、全てアナベナでよろしいでしょうか。

事務局：全てアナベナです。修正をお願いします。

川井委員：アオコ発生についても毎年と書かれているが、これはカビ臭を引き起こしている藍藻の大量発生なののでしょうか、それともマイクロキスティスといったアオコが別に出ているということでしょうか。

事務局：アオコのほうはマイクロキスティスでカビ臭とは異なります。

福永委員：全体として計画どおりには達成できなかったということですが、排出負荷量の調査では、概ね計画どおりに負荷量が削減されているのに、なぜ達成できなかったのか原因究明が必要ではと思います。語句の問題ですが、資料1の13ページの表4-7の排出負荷量と14ページの表5-1において、5-1は千苧水源池へ流入する河川流量×濃度で積算したものだと思うのですが、4-7は個別の工場や家庭からの雑排水をそれぞれ積算したものなののでしょうか。そうすると排出負荷量と流入負荷量の違いを5-1との関係で説明をお願いします。

事務局 : 5-1 の流入負荷量については、波豆川、羽束川の流末で水質測定をしており、全りんの測定結果と流量を掛け合わせて算出した流入負荷量です。4-7 の排出負荷量につきましては、参考資料の付表 1-1 の平成 16 年度実績フレーム、例えば生活系ですと農業集落排水では 2,178 人の処理がなされている、こういった現況の実績フレームに排出原単位、これは類型指定の際に使用した排出原単位を用いています。その下に流入負荷量を記載していますが、注 1 に示すように類型指定時に使用した流出率を用いた計算上の値です。

綾木委員 : いろいろ水質を良くしようと努力されているのですが、なかなか良くなりませんということだと思います。平成 22 年度の値を出されているのですが、例えば生活や工場の排水で、どの程度排出削減ができるのかといった具体的な見積もりはされているのでしょうか。

事務局 : 参考資料の 4 ページをご覧ください。付表 2-1 に平成 14 年 4 月に全りんの類型あてはめを行っておりますが、その際に平成 10 年度を現況といたしまして平成 17、22 年の将来フレームを設定し、予測を行っております。また、平成 17、22 年での可能な対策を盛り込んで、将来の排出負荷量を算出しております。今回は、平成 16 年度の排出実績を、これまで実施した対策に基づいて算定いたしまして、これを平成 17 年度の計画と比べてみますと、ほぼ同程度まで削減が進んでおります。今後平成 22 年度についても、生活排水処理対策等の推進により、平成 22 年度の排出負荷量まで削減が可能と考えております。

村岡部会長 : 関連してお聞きしたいのですが、資料 1 の最後の 15 ページの表 7-1 ですが、平成 14 年度に行われた水質予測によると、平成 22 年度が 0.0019 となっておりますが、先ほど説明された *vollenweider* では平成 22 年度が 0.021 となっております。この違いはどこにあるのでしょうか。

事務局 : *vollenweider* による検討ということで試算を行ったわけですが、このモデル式の係数は平成 16 年度の 1 年度分のみの排出負荷量として、平成 12~17 年度までの湖沼データを算入して試算している。基本的にその年度に相当する排出負荷量があれば、もう少し正確に予測できたのではないかと思います。排出負荷量については平成 16 年度のデータを使用しております。平成 16 年度の湖沼データを見ていただきますと、0.04mg/L と大きな値となっていることから、これを除外して算定しております。

村岡部会長 : 資料 1 の 15 ページの水質予測を信用すれば良いのでしょうか。このモデル式の予測値に対する信頼性等を考えた場合、*vollenweider* は参考と考えれば良いのでしょうか。

事務局 : **vollenweider** は、あくまでおおよその試算ということで、資料の最後のページに示させていただいております。平成 17、22 年度の将来水質の予測につきましては、湖内への汚濁物質の流入、移動、拡散、植物プランクトンの生産、枯死、沈降、有機物の分解、沈降、底泥からの溶出や酸素の消費等を考慮した詳細な富栄養化モデルを使用して予測しております。そして流入した汚濁物質の移流拡散計算につきましては、湖内での多層位の流動モデルで別途計算して将来予測を行っておりますので、どちらかと言いますと類型設定時に使用しました予測値のほうが精度が高いと考えております。

村岡部会長 : この表などを見ますと、現在の暫定目標値である 0.019 と、平成 22 年度を予測してもだいたい似たような値になるということで、なかなかきれいにならないというのは難しい面があるからだというのはわかりますが、最初の平成 10 年の時と比較しますと対策の効果が実ったのか、この 5 年間はかなり良くなっています。しかし、先程からの説明を聞いていますと、そんなにさぼっておられたわけでもなく、生活排水処理率もかなり上昇しており、いくつかの対策も講じておられる。にもかかわらず、これから 5 年先になる平成 22 年の予測においても濃度が落ちてこないというのはどういうことかということになるのですが、わかりやすく言えば、何が原因ということになるのでしょうか。

事務局 : 水源池ということで、一部は水道原水として取水され、一部は流出するのですが、河川から流入した全りんが湖内に蓄積しているという状況が原因の一つとしてあるのではないかと思います。

村岡部会長 : 対策としては流域における対策もあれば、湖内における対策もありますが、現在行われている湖内対策は、ばっ気と多少の魚介類の引き上げと浚渫ぐらいがあるのかと思うのですが、よほど強力な湖内対策を講じないと、暫定目標を突破するような目標を立てるということは難しいのではという気がします。取り得る対策を全て講じたとすれば、予測値としてどの程度水質が良くなるのかといった検討も必要ではないかと思います。もちろん対策には費用がかかりますし、技術的な問題もありますので、短期間で大きな効果をあげるということはなくても、そういったことを考えないといつまでも暫定目標値を達成できないということになると思うのですが、管理者である県としてどうすべきとお考えですか。

水質課長 : ご指摘の通り難しい問題です。流入する水については、上流の工場や生活排水を減らしていることは間違いありませんが、それらが溜まってしまうということがあります。水源池ですので浚渫や底部からの流出といったことも構造的に難しい状況になっています。そのため底層のばっ気を行ってきておりますし、中層でもばっ気についても検討されているということで、可能な限り対応していきたいと考えています。ただし、これにより将来必ず 0.01 になるかと言いますと、かなり難しい状況です。これは、兵庫県だけでなく全国的にも指定湖沼で暫定基準を達成できていないところがたくさんあります。溜まったものをどうするかというのが一番の問題ですが、可能な限り流入及び湖内対策を行い、取り敢えず暫定基準だけでもクリアしたいと考えています。

村岡部会長 : そのような状況ですが、委員の先生方で何か技術的な面、或いは行政的な面におきまして、問題解決に向けたアイデア的なご意見はございませんでしょうか。

畠山委員 : 素朴に思うのですが、川を見ますと非常に水量が少ない。今まで技術面でいかに汚濁を少なくするかという研究はされてきたと思いますが、過去から見ますと現在ほどの川を見ても水量が少ないと思います。生活様式が変わってきてたくさん水が使用されるようになってきましたが、使用された水が川に返されずに、下水処理され、川が乾いてしまっている状況にあります。私が住んでいるところの近くに別府川がありますが、ほとんど水無川に近い状況になっています。水が流れているのが川だと思うのですが、水が流れていない。そのことが生活排水についても、浄化する能力に欠けていっているのではと感じています。今後は川の水量を戻していくこと、1 回使った水を広域下水処理にもっていくのではなく、それぞれのところで処理をして川に戻していき、その中から植物等で浄化していくのが望ましいのではないかという気がします。

村岡部会長 : 重要なご指摘で、健全な水循環をいかに確保するかということに関連するご意見だったと思います。波豆川、羽束川で下水処理の水が川に戻らずに下流にバイパスしてしまっているというようなことが、この流域であるのでしょうか。

事務局 : 羽束川には農業集落排水処理施設が 2 施設ございますが、汚濁水を処理したあと、羽束川に戻しています。波豆川にも農業集落排水施設が 1 施設ございますが、こちらも処理したあと波豆川に戻しております。

村岡部会長：他流域に流しているということはないわけですね。とは言うものの、委員のご意見のように様々な原因があると思うのですが、一つには最近の地球温暖化でして、年間の総雨量の変動が激しくなっています。ただし、ある程度長い期間で平均すれば、総雨量が多くなったり少なくなったりはしなくて、降り方が激しくなったり、日照りが続いたりという傾向が今後強くなっていくとよく言われています。そういった中で、河川が健全な水循環を保っていけるかどうかは難しい問題です。いずれにしても、河川の水は使ったら元の河川に戻すということが原則と考えて良い訳で、もしそうになっていないところがあれば、実は武庫川にもありますが、できるだけ取水した元の河川に水を戻すということを心がけていただきたいと思います。

福永委員：排出負荷量をどう減らすかということが大事だと思うのですが、現状の対策のまま推移して平成 22 年度にどうなるかと予測されています。本来は目標年次に到達するために、負荷量をどう減らすのか、そのための対策をどう講じるのが筋だと思うのですが、付表 1-1 を見ますと、羽束川、波豆川ともに農業集落排水と合併浄化槽で負荷量のかなりの部分を占めているようですので、これ以上対策を講じるといっても、結局この水質を向上させるしかないように思います。こうした対策を引き続き講じていただくとともに、合併浄化槽と農業集落排水の処理水質をあげるということで、羽束川、波豆川への負荷を減らすということが対策の重要なポイントだと思います。表の数字だけ見ると、平成 17 年度計画値にまで削減が進んだのに目標を達成できないということなのであまり対策が見つからないような気がします。水質を良くするという意味で、合併浄化槽の維持管理が適正かどうかの指導がどの程度まで行われているのかが一つ、また 13 ページの水源池内の温度躍層の上部に発生する貧酸素というのがどういう意味なのか、温度躍層の下部に発生する貧酸素であれば理解できるのですが、言葉上の問題かも知れませんが、この二つのことについて質問させていただきました。

村岡部会長：二つのご質問について事務局から回答をお願いします。

事務局：農業集落排水処理施設については、三田市で管理されており、県でも水質汚濁防止法の対象施設ということで立入検査等を行い、適正な維持管理を指導しています。合併浄化槽につきましても、日頃からのメンテナンスと併せて定期的な検査を受けていただくよう県で指導しております。温度躍層につきましては、従来躍層の下部に貧酸素水塊ができるということで、底層水のばっ気装置を 4 基設置し、その解消に努めてきましたが、近年温度躍層の上にも死活した植物プランクトンが沈降してたまり、貧酸素の状態が発生してきていることから、神戸市水道局においてこれを解消するための調査研究がなされています。

天野会長 : 専門家ではありませんが、一つ気になることがあるのでお伺いします。14 ページの表 5-1 で平成 15、16 年度は特に降雨量が多かったということで、このデータを使用されていませんが、7 ページにある平成 12～16 年度の河川流量と 14 ページにある流入負荷量とを比較しますと一致しています。ですので、平成 15、16 年度は流量が増えて負荷量も大きいというのは一目瞭然ですが、平成 12 年度以降だけを見ますと、平成 15、16 年度は異常値に思えますが、それ以前はこれくらいの量が流入しています。なぜ除かれたのかよくわからないのですが、どうして除かれたのでしょうか。

事務局 : 15、16 年度を除外しているとのこと指摘ですが、今回のデータには、15 年度分を含めております。16 年度のデータにつきまして、過去にもこれ位の水量が出現しているとのこと指摘でございますが、16 年度の状況を見てみますと、春先に雨量が多く、また 10 月の 20 日過ぎに近畿地方を襲いました台風 23 号の影響で、県内でも雨量が多く、災害もたくさん発生しております。そういった意味で、水源池の全りん濃度を見てみますと平成 16 年度は過去にはなかった 0.04mg と異常な値になったということで除外しています。

天野会長 : 台風が 1 回来たということで、こういう数字になっているのであれば、12 年度より以前の平成 5 年や 9 年の負荷量はずっと小さかったということなのではないでしょうか。

村岡部会長 : 県立健康環境科学研究センターの駒井さん何かコメントされますか。

駒井 : 県立健康環境科学研究センターの駒井です。先生の言われていることはもっともですが、実際に大きな洪水があった時には、懸濁物が多く全りんについても非常に高濃度のものが出てまいります。その時の流量が関わって全体的な負荷量は多くなってきますし、濃度そのものもその時の濃度が平均されるため影響が出てきます。水質の分析については、毎日のデータをとっている訳ではなく、月 2 回の県と神戸市のデータを使用しております。流量については実測のデータも使用しています。そういう点で大洪水時のデータが入ってしまうと、同じような流量であったとしても、それによって濃度値の高いものが出てまいります。そういう影響があったため、除外するほうが適切であると考えました。平成 15、16 年度はいずれも流量が多いのですが、恣意的にデータを除外せず、一定期間の中で、できるだけ多くのデータを使用するということを前提にしております。しかし、それでも異常値が出たものについては除外せざるを得ないということで、このような取り扱いをさせていただいています。

村岡部会長：台風が来る来ないは自然現象で、多い年もあれば少ない年もあります。そのために統計的な量を取り扱う際に、データを棄却することについては慎重にしなければならぬということは確かだと思います。そういうことで天野先生のおっしゃることもごもっともですけれども、23号台風というのは武庫川において、史上最大の流量があったと言われていています。下流の甲武橋でのことですが、当然、千苧水源池に流入してきた量も相当なものだったと思います。りんというものは、蓄積性と言いますか堆積する状態が多いものなので、一度に相当な流量があれば、猛烈な負荷の移送があると判断できます。そういうことで除外される対象になったのかも知れませんが、それにしてもデータを棄却することは、余程、科学的な論拠がないとして欲しくないわけで、今回健康環境科学研究センターでもいろいろ検討されたものだと思います。

天野会長：台風は確かに異常ということですので、あまり除外することに対して反対しているのではなくて、例えば、波豆川の負荷量は15年度に7.2、16年度で7.8とあまり変わらない。ここでは、12年度以降のデータしか使用していませんが、11、10、9、8、7年度あたりまでのデータを使用すると平均値が上がってしまうのではないですか。そうすると0.019というのは0.02を下回っているように見えますが、これらのデータを含めた場合、0.02を超えてしまうような予測式が出てこないかなあという心配があるのですが、いかがでしょうか。

駒井：前の計画がありまして、それ以降に対策を取り始めてからどうかということでデータを使用しています。

村岡部会長：今回暫定目標を決定するというわけではなさそうですので、次回までにその点も含めてご準備いただきたいと思います。先程福永委員が聞かれたことで大事な事で気になっているのですが、一つは躍層の上で貧酸素がおこっているという現象について、もう少し科学的な説明が欲しかったので、後日質問に対する正確な回答をいただきたいと思います。もう一つは、農業集落排水処理施設にせよ合併浄化槽にせよ適正な管理を行うのは当然だと思いますが、福永委員がおっしゃったのは、こういう状態なんだからもっと処理率を上げる方法、つまり技術をもう少し進展させないと予測濃度が落ちないかもしれない。すなわち流入負荷を従来と違った形で積極的に減らさないと対応できないのではないかとということで、これは非常に大事なことです。今後是非考えていただきたいと思います。これまでいろいろ重要なご指摘もございましたけれども、暫定目標に関して今後部会としてどう取り扱っていくのかについて事務局より説明をお願いします。

水質課長：一応本日は、千苧水源池の現状とこれまでの対策について説明させていただきました。委員の皆様方の意見を踏まえまして、再度内部で検討いたします。例えば、16年度実績値となっているものについては17年度実績値にしないといけないと考えていますし、生活排水につきましても、改善する余地もありますので今後も検討していきたいと考えています。また、先程温度躍層についてどうするかという話もありましたが、それらも含めまして、現状では0.019を恒常的に満足しているという状況ではないので、再度その数字に向かって残された対策を続けていきたいと考えております。これらにつきましては、水源池をもつ神戸市、上流部の宝塚市、三田市とも協議いたしまして、基本的には今の数字を22年度の達成に向かって残された対策を講じていくということで、取りまとめの原案を作成させていただいておまして、次回に本案を提示させていただきたいと考えております。その時には、本日委員の先生方からご指摘のありました内容につきましても、再度資料修正なり新たに説明資料を作成したうえで、取り扱い案についてご審議いただきたいと考えております。

村岡部会長：残された対策をいかにクリアするかということと同時に、新たなもう一歩進んだ対策がないかも併せて検討いただきたいと思います。それでは、千苧水源池の暫定目標値の設定につきましては、いろいろご意見いただきましたので、審議を終わりたいと思います。

(議題(2) 化学的酸素要求量、窒素及びりんに係る第6次総量削減計画及び総量規制基準の改正について)

村岡部会長：それでは2番目の議題であります「化学的酸素要求量、窒素及びりんに係る第6次総量削減計画及び総量規制基準の改正」について審議を行いたいと思います。

資料に沿いまして事務局から説明をしていただきたいと思います。

《事務局より資料2(1～19ページ)をもとに説明》

村岡部会長：それでは、一旦ここで切りまして、ただいまのご説明の範囲内で何かご質問等はございませんでしょうか。

畠山委員 : お伺いしたいと思います。

昭和 54 年度を対象に、20 年前から今日まで測定なさっているわけですが、昭和 54 年といいますと高度成長期でありまして、河川等いろいろなところで非常に汚濁が目立っていた時代だと思います。そうなりますと、本当に 54 年度を対象とした目標で良いのか、もう少し遡って定めていく必要があるのではないかと検討していかなければならないのではないかと思います。

それから、総量規制対象となる事業場は、日平均排水量が 50m^3 以上の特定事業場となっておりますが、極端に言えば日平均排水量が 48m^3 の事業場が非常に多くあったとします。そうなりますと、そのようなところに対してどのような対策をお取りなのでしょうか。その点についてもお伺いしたいと思います。

事務局 : まず、水質について、昭和 54 年からの整理をさせていただいているということですが、そもそも、この水質測定は、水質汚濁防止法のなかで県が毎年測定計画を定めて、それをご審議いただいているわけですが、調査をしているという仕組みとなっております。

水質汚濁防止法が制定されたのが昭和 46 年ということで、昔はそういった仕組みのなかで調査がされていなかったという経緯がございます。

それなら、昭和 54 年ではなくて、もう少し前からあるのではないかとすることはもちろんあるのですが、今のような頻度といいますか、毎月 1 回調査するようになってきているのが、昭和 51,2 年くらいからではないかと思います。

例えば年 12 回ではなくて、4 回であるとか 6 回であるとか、というような調査が昭和 47 年や 48 年などでは行われてきたという経緯がございます。

そういった調査頻度につきましては、年 12 回実施しているというところで、同じように同じレベルで評価するのが適当ではないかと思っておりますが、そういう意味ではもう数年遡って整理することができるかと思います。

今回の資料につきましては、昭和 54 年から総量規制がスタートしたということで、整理させていただいております。

それから、日平均排水量が 50m^3 未満の事業場についての規制ですが、それぞれの県によって、法律で排水口での濃度を規制しております。それぞれの県で上乘せ基準を設けるような仕組みになっておりまして、兵庫県でも上乘せ条例ということで、日平均排水量 30m^3 以上のところについて上乘せの排水基準を定めるということになっています。

日平均排水量が 50m^3 であれば総量規制の対象になるのに 48m^3 で届出・申請がなされている事業場が絶対にはないということではありませんが、数は少ないと思います。

いずれにしても、そういったところに対して、排水口での濃度規制、国で定めた全国一律の基準ではなくて、より厳しい、かなり厳しいですが、基準が業種ごとに決められておまして、この基準は遵守するように指導しています。

資料で言いますと、3 ページの真ん中より少し下の総量削減対策を受けた対応ですが、指定地域内事業場以外の汚濁発生源である未規制・小規模の事業場に対しては、条例での規制などで指導しているということになっております。なお、未規制は水質汚濁防止法の対象になっていない事業場、小規模は水質汚濁防止法の届出はあるけれども日平均排水量が 50m^3 ないところです。

畠山委員 : 極端な例を申し上げたわけでごさいますて、日平均排水量が 50m^3 の事業場は規制があるのに、例えば極端にそれに近いような工場がいくつもあって、そして排出しているとなれば、誰がみても明らかに汚れていくのではないかと思ったわけですし、だから、県としてはどのように指導されているのか、対策をとられているのかという疑問からです。

村岡部会長 : よろしいでしょうか。

ありがとうございます。他にございますか？

綾木委員 : 大阪湾のCODの濃度の推移を見ていますと、やはりA類型の改善が本当に見て取れないということがわかります。

これに対して、どういう対策をとられていくかというようなところは、書かれていることはわかるのですが、これを本当に改善しようとして、どういう考え方でされているのかを、お聞きしたいと思います。

事務局 : 14 ページが地点別の濃度の推移です。

まず、一番上はA類型、真ん中はB類型ですが、ご覧のとおり、かなり変動はありますが、なかなか改善が見られない。

一方で、発生負荷量は、これまで下水道整備をはじめとして、かなり削減されてきたということは事実としてあると思います。

国の中央環境審議会においても、この原因についてかなり議論されているようです。参考資料もお付けしていますが、原因としては発生負荷量・流入負荷量と富栄養化に伴うプランクトンの内部生産によるCODへの反映があり、富栄養化による内部生産がかなり大きな割合を占めていると言われています。

それで、第5次からは窒素・りんを追加した規制が始まっていますが、窒素・りんもかなり削減されてきているのに、CODに関しては、やはり、なかなか改善傾向が見出せない。それに対して国の方では引き続き大阪湾については削減対策を進める一方で、やはり水辺の再生といいますか、そういった自然の浄化能力を活用した水質改善事業を進めていく必要があるのではないかなというようにも述べられています。そういった考え方で総合的な対策を進めていくものと思っております。

綾木委員 : 先ほどの千苺のこともそうですが、さらに生活雑排水の対策をとっていくというようなお話もあります。ただ、やはり、先ほどのお話ではありませんが、今までのレベルで、例えば大阪湾の保全の場合もそうですが、従来のやり方をやっても、これ以上いくのかな、という感じがします。そのあたりの考え方がどうなのかお聞きしたかったのですが。

事務局 : 先ほどお話しましたように、総合的な対策がこれから求められており、できることからやっていく以外にないのかなということで、さらなる削減対策も含めて大阪湾では対策を進めていく必要があるだろうと思っております。

昨年の5月に国独自のあり方答申が出ているのですが、これは東京湾だけなのですが、さらにどれだけ削減した場合どうなるか、あるいは再生事業といいますか、自然浄化といったところをとりいれていったときに、どれだけ取り入れたらどうなるかといったシュミレーションも一部で行われております。そういったこともふまえて、さらに引き続き推移を見ていく必要があるだろうと思っております。また、国の方で調査研究も引き続きされていく必要があると述べておりますが、そういったことも重要だと考えています。

村岡部会長 : いろいろ難しい問題があると思いますが、時間の関係もありますので、引き続いて残りの資料の説明をしたいと思います。

《事務局より資料2（20～27ページ）をもとに説明》

村岡部会長 : ありがとうございます。ただいまのご説明でなにかご質問・ご意見はございますでしょうか。

実際にこの総量規制を固めていくという作業は大変でございます。これまで第5次までやってきたわけですが、今、ご説明をお聞きしましたように、1つ1つ業種・工場をあたって、適正かどうか、国の提示したC値の範囲の下限値をできるだけ採用したいけれども、必ずしもそうでないようなところもあるというようなことを、きめ細かく検討していかなければならないと思っております。

その過程で先程ご意見のありましたような上乘せ基準に係る規制が、はたして適正かどうかというようなことも考えなければなりませんし、あるいは、まだ、大阪湾そのものの汚濁のメカニズムが不明な点もあるわけで、そういった点について、どう考えるかということも、その方面の知識を参考にしながら考えなければならない、ということになります。

さらに今回、国の方の提示がありましたように、大阪湾と大阪湾以外の瀬戸内海、というように2つにわけて検討するというので、そうなると、作業が倍になるということでもないでしょうけれど、それくらいの作業量になる、というようなことにもなります。

また、大阪湾というのは兵庫県だけの大阪湾ではありませんので、大阪府、和歌山県とも、総量規制の考え方を調整しながら、進めていかなければならない、という面もあつたりします。ですから、とても短期間できめの細かいことができる、というわけではないと思います。

そこで、私からの提案ですが、これは従来からやってきたわけですが、前回と同じように、この総量規制の細かな審議を必要とするという観点から、学識経験者によって構成される小委員会を設けて、そこで数回審議を進めていってはどうか、という提案をさせていただきたいと思います。そういうやりかたで進めるということに関して、事務局の方ではどのようにお考えでしょうか。

水質課長：どうもありがとうございました。

前回もやはりそのように小委員会を作りましたが、今回も同じように細かい業種ごとの話になりますので、小委員会を作っていただきまして、個々の詳細なデータについて議論をしていただきたい。そして、そのなかで方向性を先に固めていただいて、それでまた委員会に入ってください、ということで何とかお願いできないかと、事務局では考えております。

村岡部会長：ありがとうございました。

それでは、この件に関しましては小委員会を設置して素案をとりまとめた後、またこの部会で報告してご審議をいただく、ということにさせていただきたいと思いますが、こういったやり方でよろしいでしょうか。

— 異議なし —

村岡部会長：ありがとうございます。

そうは言うものの、基本的なこと、先程説明がありましたなかでも特に 24 ページ以降の削減計画の作成にあたっての考え方、基準の改正にあたっての考え方については、かなり基本的なことです。細かい点については小委員会で議論になるかも知れませんが、だいたいの大筋において、この考え方でいくということと、この席でご了解いただいておりますので、よろしく願いしたい。

それでは小委員会の委員でございますが、兵庫県環境審議会の運営に関する規定というのがございまして、第十条第二項におきまして、会長または副会長が指名することになっております。今回こういったいきさつでございますので、私から。足立委員、綾木委員、川井委員、福永委員、それに私を加えました 5 名で構成し、この小委員会の委員長は、私が勤めさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

— 異議なし —

村岡部会長：ありがとうございます。

それでは、この総量規制についての進め方は、このようにさせていただくことにいたします。

今日は千苺の問題と、この総量規制の問題、何かを決めるということではありませんでしたが、内容が非常に難しい問題で、まさに水環境の問題でも大事な問題だというような課題を抱えているような、大変貴重なご意見をいただきました。今後、こういったことを反映させていただきたいと思っておりますが、本日の審議の方はこれで終了させていただきたいと思っております。

それでは事務局から、連絡事項などあればよろしくお願いします。

水質課長：ありがとうございました。

今後の先程の小委員会の話ですが、本日、足立委員が欠席でございますので、後日、事務局で日程調整をさせていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。本日は長い間、熱心に聞いていただき、ありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

16:00 閉 会